

消防団員の報酬額等の改定について

(答申)

令和7年1月28日付、国行職発6006号で貴職から諮問がありました標記の件につきまして、次のとおり答申いたします。

令和7年 2 月 1 4 日

国立市長 濱 崎 真 也 殿

国立市特別職職員報酬等審議会

会 長 只 野 雅 人

会長職務代理者 喜 連 元 昭

委 員 池 田 由 雄

漆 沢 典 子

大 西 淳 一

佐 伯 雅 宏

田 代 正 人

野 中 英 美

望 月 沙 知

消防団員の報酬額等の改定について

答

申

令和7年（2025年）2月

国立市特別職職員報酬等審議会

目 次

1.	審議の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2.	主な審議資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.	審議の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(1) 国立市における消防団の役割と活動の実態について	
	(2) 報酬額の改定及び大規模災害時における出動手当の新設の根拠と妥当性	
4.	結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5.	答申額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6.	改定時期について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7.	附帯意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5

1 審議の経過

本審議会は、国立市消防団の処遇改善を行うため、報酬額の改定と大規模災害時における出動手当を新設する必要があることから、令和7年（2025年）1月28日付で、市長より「消防団員の報酬額等の改定について」の意見を求める旨の諮問を受け、その後審議を行ってきた。

審議に際しては、

（１）国立市における消防団の役割と活動の実態

（２）報酬額の改定及び大規模災害時における出動手当の新設の根拠及び妥当性

に重点を置き、以下２に記載の資料を踏まえて審議検証し、諮問額が適切かどうか検討した。

2 主な審議資料

この度の「消防団員の報酬額等の改定について」の諮問に対する審議にあたっては、審議会において、事務局より以下の資料についての詳細な説明を受けた後、審議を行った。

○審議に関する資料

- ・ 国立市消防団の出動手当と報酬の改正の考え方について
- ・ 国立市消防団報酬改正資料
- ・ 三多摩地域各市消防団出動手当比較
- ・ 三多摩地域各市消防団報酬比較
- ・ 消防団出動回数
- ・ 令和5年度国立市消防団事業記録
- ・ 市町村概要・消防団組織規模
- ・ 国立市消防団に関する条例
- ・ 国立市消防団の組織等に関する規則
- ・ 国立市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- ・ 国立市消防団 報酬改正 例文案

3 審議の内容

(1) 国立市における消防団の役割と活動の実態について

消防団員の報酬額の改定について審議する際には、消防団の組織や役割などを把握する必要があることから、第一に国立市消防団の役割や活動実態などについて確認した。

国立市の消防団は、消防団本部及び第一分団から第六分団までで構成され、団員の定数は126名である。令和7年（2025年）1月28日現在、女性団員7名を含む122名の団員が、国立市民のいのちを守るため、日々の消防活動に取り組んでいるほか、日常における防火・防災活動、市民の防災意識や知識向上のための防災教育等、多岐にわたり活動している。また、近年、全国的に消防団員の担い手が減少してきているなか、国立市においても、団員の確保に苦慮している状況はあるが、多くの消防団員が生業を持ちながら、日々火災対応をはじめ、台風や集中豪雨による災害発生時には昼夜を問わず市民のために活動している。こうした実情を理解すれば、消防団の活動は市民の安心安全を守るという市政運営に不可欠なものであり、その役割と責任は極めて重大であるということを委員全員が認識した。

(2) 報酬額の改定及び大規模災害時における出動手当の新設の根拠及び妥当性

①報酬額の改定

消防団員の報酬は、消防団の身分を有する者に対し、役職に応じた1年間の報酬として支払うものである。

各市の消防団の活動内容について大きな差は見受けられず、いずれの市も概ね国立市の消防団と同様の活動をしているが、報酬の額は一様ではない。国立市の消防団の報酬額は、団長から団員に至るまで、全ての職において、26市平均をやや下回っている。諮問内容は、現在年額で定められているものを、月額換算で積算し直し、年度途中での入団者や退団者が生じた場合でも、団員に不利益が生じない額に改定するものであり、報酬額自体の大幅な引き上げを行うものではない。また、改定の幅も各職において、200円から600円である。担当部局の説明によれば、平成20年（2008年）に全国で88万人いた消防団員は、令和6年（2024年）4月時点で74万人に減少しており、全国的に担い手の確保は深刻な状況であることを確認した。国立市の消防団の任期は1期2年としているが、途中入団者や退団者も少なくない状況である。以上のことから、厳しい財政状況ではあるが、団員に不利益が生じない額に改定することは、担い手確保の観点からも妥当と判断した。

②大規模災害時の出動手当の新設

次に大規模災害（1日の出動時間が7時間45分以上になる災害をいう）にあつては、1日につき8,000円の出動手当を支給することについては、その根拠が東京消防庁の令和3年（2021年）4月13日付、東京消防庁長官通知にて参考として示された、

災害時の出動手当の標準額であることを確認した。東京都26市においては、20市が標準額である8,000円としているほか、それに近い7,000円としている市が2市ある。なお、1日8,000円の規定がない市は国立市を含む4市のみであった。

国立市では現状、幸いにして1日7時間45分を超える大規模災害は発生していないが、近年の能登半島地震や大型台風等による被害の状況をみれば、今後、消防団が長時間にわたり活動することになる災害が発生する可能性は十分考えられる。

消防団員の多くは生業を持っており、その活動も生業に支障がない程度となっている。そのため、出動手当も過大なものとはなっていない。情勢適応の原則に基づき、大規模災害時に関して他市並みの手当を新設することは、その活動に報いるだけでなく、今後の担い手を確保することにも繋がると考える。従って諮問された額は妥当であると判断した。

4 結論

以上のように、消防団員の報酬額の改定及び大規模災害時における出動手当の新設について検討を行った結果、本審議会の各委員は、国立市の消防団が他市に比べて安価な報酬額のなかで、他市の消防団と同等の活動を行い、有事の際には、昼夜を問わず市民のいのちを守るために危険を顧みずに行動しているという実情を認識した。

その上で、こうした消防団の役割や責任の度合を踏まえ、また担い手が不足しているという状況のなかで、消防団員の士気を維持向上させる観点から、途中入団者や退団者に不利益が生じない額に改定する必要性を一致して認めるに至った。

また大規模災害時における出動手当の新設については、東京消防庁が示した標準額であり、東京都26市の中で20市が同額とし、2市はそれに近い7,000円としている。従って、情勢適応の原則からも適切な額であると考えられる。

以上のことから、本審議会としては報酬額の改定及び大規模災害時における出動手当の新設が妥当であると判断したものである。

5 答申額

団員報酬

役 職 名	答 申 額	備考
団 長	346,800円	年額
副 団 長	255,000円	年額

分 団 長	1 7 6 , 4 0 0 円	年額
副 分 団 長	1 2 7 , 2 0 0 円	年額
班 長	9 0 , 6 0 0 円	年額
団 員	8 2 , 2 0 0 円	年額

出動手当

大規模災害（１日の出動時間が７時間４５分以上になる災害をいう）にあつては、当該大規模災害の職務１日につき８，０００円の出動手当を支給する。

6 改定時期について

消防団員の報酬額の改定及び大規模災害時における出動手当の新設については、令和７年（２０２５年）４月１日から実施することが望ましい。

7 附帯意見

消防団員の報酬額等の改定に関する諮問に基づき、本審議会で審議・検討した結果、示された改定額等は適切であると判断したが、審議会として附帯意見があるので以下に報告する。

今回の審議では、国立市における現行の消防団の報酬額及び出動手当は、他市と比較して安価であり、また、その役割と責任の重大さから判断すると報酬額の改定及び大規模災害時における手当の新設は妥当であると判断した。

しかし、大規模災害とは別に、通常の出動手当は、災害の種別や発生時間、活動時間によらず一律１回２，９００円となっており、他市と比較しても特に安価となっている。消防団員の多くが他に生業を持つとはいえ、平日、休日を問わず活動し、かつ早朝、夜間の対応も少なくないことを鑑みれば、市の財政状況も踏まえつつ、適切な時期に適切な金額に引き上げることも検討されたい。近年は消防団員の担い手が不足し、国立市においても定数を満たしていない。今後も継続的に消防団員を確保していくため、消防団への理解を深める取組を一層進めるほか、出動手当や団員報酬のみならず、全体的な処遇改善を図ることが望ましい。

以上